

## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等 <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	長柄町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.nagagara.chiba.jp/guide/living/my_number.htm">http://www.town.nagagara.chiba.jp/guide/living/my_number.htm</a>

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて主務省令に定めるもの
② 番号法別表第1の項	84
③ 番号法別表第2の項	108
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分	この条例は、重度心身障害者(児)又はその保護者に対し医療費の一部を助成して、医療費の負担を軽減することにより、その健康保持と生活の安定を確保し、もつて福祉の増進を図ることを目的とする。
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのつとり、身体障害者福祉法(昭和二十二年法律第二百八十三号)、精神障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第三百六十六号)その他の障害者及び障害児の福祉に関する法律(昭和二十一年法律第二百二十三号)、児童に関する法律(昭和二十一年法律第二百二十三号)の趣旨又は目的を有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もつて障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
⑥ 事務の趣旨又は目的	長柄町重度心身障害者(児)の医療費助成に関する条例(昭和48年長柄町条例第20号)長柄町重度心身障害者(児)の医療費助成に関する条例施行規則(平成27年長柄町規則第24号)
⑦ 独自利用事務の開通規範	長柄町重度心身障害者(児)の医療費助成に関する条例(昭和48年長柄町条例第20号)長柄町重度心身障害者(児)の医療費助成に関する条例施行規則(平成27年長柄町規則第24号)